



四国税理士会報

第419号

2021.1.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515㈹

●発行人／清田 明弘
●編集人／松岡 真澄美
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



竹林寺お福分け

撮影者 高知支部 廣光 良昭

主な記事

新春号特集

- ・年頭のご挨拶
- ・高松国税局長と四国税理士会会长との新春対談

高松国税局との定例懇談会

部・委員会だより～情報化対策部・登録調査委員会～





給与所得控除及び基礎控除の改正

令和2年分の確定申告及び年末調整では様々な変更がありますが、そのどちらに対しても影響が大きな改正として①給与所得控除と②基礎控除の改正があります。

これらの改正により、特定の収入の者だけが適用を受ける給与所得控除の控除額が引き下げられ、誰しもが適用を受ける基礎控除の控除額が引き上げられることとなりました。これは、個人の収入源が給与所得から様々な所得に多様化してきていることに対応し、また、様々な形での働き方を税制の面からサポートすること目的としています。

①給与所得控除の改正

給与所得控除については、控除額が一律10万円引き下げられることとなりました。また、控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、上限額が195万円に引き下げられることとなりました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 120万円	収入金額×10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限額）
1,000万円超	220万円（上限額）	

②基礎控除の改正

基礎控除については、控除額が10万円引き上げられることとなり、合計所得金額が2,400万円超2,500万円以下の場合には控除額が遞減し2,500万円超で控除額がゼロとなりました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	38万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0万円

お国自慢

香川

高橋 大貴（観音寺支部）

「豊稔池ダム」



香川県の観音寺市には地元民が誇る代表的な観光スポットとして、「銭形砂絵」や「天空の鳥居」がありますが、今回は、「豊稔池堰堤（ほうねんいけえんてい）」（以下、「豊稔池」ダムという）玄人好み（？）地味目（？）の名所をご紹介させていただきます。

実はこの豊稔池ダム、「四国八十八景」にも選出され、全国ため池選抜Top100である「ため池100選」（農林水産省）、全国近代遺産（ヘリテージ）Top100である「ヘリテージング100選」（毎日新聞社135年記念事業）、そして国の重要文化財（建造物）に

も指定されている、誰もが認める名所なのです。

大正15年に起工し、昭和4年11月に竣工したダムですが、当時アメリカ合衆国における最新技術であったマルチプルアーチという技術を適用したもので、この工法のダムは全国に二つしかありません（もう一つは、宮城県の大倉ダムです。ちなみに大倉ダムはアーチが二つ（二連式）ですが、豊稔池ダムは「五」つ（五連式）です。）。

長い年月の風雨にさらされた堰堤は、まるで中世ヨーロッパの古城を思わせる威容と風格があり、また、特に夏に行われるユルヌキ（放流）風景は、季節の風物詩として、多くの観光客が訪れます。

ぜひ皆様もこの激レア・圧巻の豊稔池ダムご覧になってください。ちなみに雨が降った次の日に行くと自然放流をしていることが多いので、雨の日の翌日は特におススメですよ。





近況

高畠 智子
(徳島)

花鳥風月と運動について書いてみることにします。花鳥風月については、これまで全く興味がなかったのですが、最近意識するようになってきました。鳥と風についてはまだそれほどではないですが、花の名前を調べたり、月の名前を覚えたり、今までしたことがないことをしています。徳島県には眉山があり、頂上に着くまでに道の両側に木や花がたくさんあります。季節によって木や花も変化があり、とても楽しいです。春に行けば桜が満開になり、朝顔や紫陽花も咲き、夏に行けば葉っ

ぱが青々としています。秋は、イチョウ、モミジが紅く色づいています。冬になると寂しい感じになっています。

月は、新月に始まってからの月の満ち欠けを意識するようになりました。特に満月の夜、とても大きな丸いお月様が見えると、温かい気持ちになります。

最近、子供と縄跳びをする機会があり、ひも縄跳びをしました。昔はなんとも思っていなかった縄跳びですが、大人になってからしてみると気づいたことがあります。それは膝と脚への負担がすごいことです。ジャンプするたびに膝と足裏に負担がかかり、5回が精一杯でとても大変です。ひも縄跳びのせいかと思い調べてみると、ループロープという縄跳びが販売されていることがわかりました。それを使うと縄跳びを跳べない人でもすぐ跳べるようになるそうです。試しに購入してみました。軽くて、良かったです。運動をしようと思ってもなかなか第一歩が踏み出せないですが、とりあえず体を動かすことを考えると縄跳びはいいと思います。

子供たちとよく眉山へ散歩に行きますが、たくさん的人が散歩していたり、走っていたり、サイクリングをしています。寒くなってきたので体調管理に気を付けたいと思います。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。1月（会報発行日以降）～3月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者
香川	税理士会館 2F	2/18 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税 久保田 英俊
		1/14 (木)・3/11 (木)		資産税 岩倉 史明
愛媛	愛媛県税理士会館	2/5 (金)・3/5 (金)	13時～16時30分	法人税 消費税 所得税 加地 豊満
		2/19 (金)・3/5 (金)		資産税 潮見 秀孝
		1/21 (木)・2/5 (金)・3/19 (金)		池田 康廣
徳島	県連事務局	1/15 (金)・2/12 (金)・2/19 (金) 3/5 (金)・3/26 (金)	13時～16時	資産税 須藤 茂俊
高知	県連事務局	2/3 (水)	13時～16時	法人税 消費税 長沢 健次
		1/20 (水)・2/17 (水)・3/17 (水)		資産税 門田 克也

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:30, 13:00～15:30 TEL 03-3492-6016)